

# 大阪府高齢者計画2024(案)の概要

## 第1章 計画策定の意義

### ○計画の趣旨等(第1～8節)

- ・位置づけ：老人福祉法及び介護保険法に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体的に策定  
共生社会の実現を推進するための認知症基本法(2024(令和6)年1月1日施行)に基づく国の基本計画の策定に先駆け、「認知症施策推進計画」を策定
- ・計画期間：2024(令和6)年度～2026(令和8)年度までの3年間

## 第2章 高齢者を取り巻く状況と大阪府のめざすべき方向性

### ○高齢者を取り巻く状況(第1節)

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、大阪府は高齢化がさらに進展する見込み。一方で生産年齢人口は減少する見込み。
- ・85歳以上人口の増加等により、要介護度の高い高齢者や、医療と介護双方のニーズを有する高齢者、認知症高齢者などの増加が見込まれる。
- ・大阪府は全国に比べ高齢者の単身世帯の割合が高く(2020年:39.3%)、その割合は今後も増加が見込まれる。
- ・大阪府は全国に比べ介護サービス受給者のうち在宅サービスの利用が多く、特に軽度者の認定率が高い。

### ○めざすべき方向性(第2節)

- 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会、また居場所と出番がある社会の実現をめざす。
- <取組みの方向性>
- (1) 介護保険制度の持続可能性の確保
  - (2) 大阪府の特徴に対応したサービス基盤等の構築
  - (3) 市町村や各種団体との協働による地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現

## 第3章 施策の推進方策

### 【第1節】自立支援、介護予防・重度化防止

- 1.市町村における自立支援、介護予防・重度化防止の取組み支援
  - ・地域ケア会議等の市町村における介護予防の取組みを支援する  
リハビリ専門職等の養成や派遣等
- 2.健康づくりの推進

### 【第2節】社会参加の促進

- 1.社会参加の促進
  - ・地域で居場所づくりや生活支援を行う地域団体へのプロボノ(ボランティア)による支援(ええまちプロジェクト)等
- 2.雇用・就業対策の推進

### 【第3節】医療・介護連携の推進

- 1.医療と介護の連携強化
  - ・在宅医療・介護連携の推進にかかる市町村担当者研修会の開催
  - ・医療介護専門職への入退院支援等の実践事例の周知等
- 2.在宅医療の充実

### 【第4節】包括的な支援体制の構築及び権利擁護の推進

- 1.地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築
  - ・複合的な課題に対応するための地域包括支援センターと関係機関の連携強化等
- 2.権利擁護の推進
  - ・高齢者虐待防止にかかる市町村担当者研修の実施、対応困難事例に対する専門職チームの派遣等

### 【第5節】多様な住まい、サービス基盤の整備

- 1.高齢者の居住安定確保と福祉のまちづくりの推進
- 2.高齢者のニーズに応じたサービス基盤の確保
  - ・介護保険施設等の計画的な整備等

### 【第6節】福祉・介護サービスを担う人材の確保・資質の向上及び介護現場の生産性の向上

- 1.介護人材の確保と資質の向上
  - ・介護の仕事の魅力発信、多様な人材の参入促進
  - ・介護ロボット・ICTの導入支援、生産性向上・人材確保に関するワンストップ窓口の設置等、離職防止・定着促進に向けた取組み等
- 2.在宅医療の充実(再掲)

### 【第7節】介護保険事業の適切な運営

- 1.個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供、質の向上
- 2.事業者への指導・助言
- 3.相談支援及び苦情対応の充実

### 【第8節】介護給付等適正化

- 1.要介護認定の適正化
- 2.ケアプラン点検等の市町村が行う事業の支援
- 3.高齢者住まいにおける適正なサービス提供の確保

### 【第9節】災害、感染症に対する高齢者支援体制の確立

- 1.災害に対する高齢者支援体制の確立
- 2.感染症に対する高齢者支援体制の確立

## 第4章 大阪府認知症施策推進計画

### (第3節)

#### 【第1項】理解増進、相談体制の整備等

- 1.認知症の人に関する理解の増進
  - ・認知症サポーターの養成促進  
(サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成)
  - ・認知症月間(9月)及び認知症の日(9月21日)における啓発等
- 2.相談体制の整備等

#### 【第2項】安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進

- 1.認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
  - ・民間事業者を対象とした理解促進のためのセミナーの実施
  - ・「認知症サポート事業所」登録制度の創設・普及等
- 2.認知症の人の社会参加の機会の確保等
  - ・認知症の本人からの発信支援
  - ・若年性認知症の人への支援等
- 3.認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

#### 【第3項】保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備

- 1.早期発見・早期対応と医療体制の整備
- 2.医療・介護従事者の認知症対応力向上の促進
- 3.介護サービス基盤の整備と介護人材の確保

#### 【第4項】認知症の予防

- 1.認知症予防に資する可能性のある活動の推進
  - ・認知症予防事業の効果検証及び効果的な事業の普及等
- 2.認知症(MCIを含む)の早期発見・早期対応等の推進